

No.135

2015.10.28

(平成 27 年)



発行：(公社) 神奈川労務安全衛生協会厚木支部
編集：広報部会

あつぎ

支部だより

あいかわ あつぎ あやせ えびな きよかわ ざま やまと

もくじ

- 1～3・全国労働衛生週間県央地区推進大会
法令講習会・食品加工部会発足式
- 4……署からのお知らせ
- 5……逍遙
- 6～7・訪問探訪記
- 8……健康だより
- 9……ディスカバリーあつぎ・神奈川労働局表彰式
- 10……行事・講習会スケジュール・支部お知らせ
- 11……平塚支部・小田原支部講習会開催予定
- 12……庁舎移転のお知らせ 厚木労働基準監督署

E-mail : atsugi@roaneikyo.or.jp
<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/atsugi/index.html>

〒243-0014 厚木市旭町 2-2-26
TEL(046)228-6660

『職場発！心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場』 平成27年度 全国労働衛生週間県央地区推進大会開催される

9月8日（火）海老名市文化会館小ホールにおいて、労働災害防止協会4団体共催、厚木労働基準監督署後援のもと、全国労働衛生週間県央地区推進大会が会員事業所から多数の参加を得て盛大に開催されました。

推進大会では、最初に厚木管内ハイヤータクシー安全協力会長 渡辺会長より開会の辞を頂き、第一部の幕が開きました。

主催者を代表して、(公社) 神奈川労務安全衛生協会



厚木支部松村支部長からは、昨年の状況報告が以下のとおりありました。全国では、業務上

疾病の被災者は長期的には減少しているものの、平成26年は前年から105人増加して7,415人となっています。疾病別では腰痛が186人増加して、4,624人となり、その業種別では社会福祉施設が最も多く、製造業、商業でも増加している状況です。さらに、化学物質による疾病は溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、また、特別規則で規制されていない化学物質を原因とする労災事案の発生等の新たな問題も生じています。そのような状況下、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、ストレスチェック制度の創設、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメ

ントや、職場における受動喫煙防止対策の推進等、業務上疾病の発生の未然防止活動を振り返るためにも本週間をきっかけとしたいと思います。働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりすることは本来あってはなりません。

今年の全国労働衛生週間のスローガンは『職場発！心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場』です。本年のスローガンのもと、本推進大会を契機として、現場のトップ・管理監督者・産業保健スタッフ・労働者が、それぞれの立場において、より一層『心と体の健康の維持・増進』に取り組むとともに、労働者の心と体の健康が確保された職場の、更なる実現を目指しながら一人ひとりが責任ある行動をし、健康な職場づくりに邁進していきましょう。」と述べられました。

続いて厚木労働基準監督署 中村署長より「県央地区の労働衛生の現状、特に、脳・精神疾患が増加傾向に



あります。そういう中で、重点課題としては3点あります。

一番目は、過重労働対策。働き方を見直して時間短縮に努めて下さい。万が一、時間外労働が発生した場合には、適切に、医師による面接指導を受けて頂く。

二番目は、メンタルヘルス対策として、各事業場の中で、心の健康づくり計画を作って頂くようお願いしています。

三番目は、化学物質の強化対策として、リスクアセスメントの実施も呼びかけています。

職場の中の改善は、職場の担当者だけではなく、会社のトップが関与することが必要です。と、挨拶を頂きました。

続いて、海老名市 内野市長からは、職場環境はからだと心の健康に関係がある。行政も連休中には行事を入れずに休暇を取れるよう健康管理には留意している。仮に、一度心のバランスを崩すと、復帰するのに



時間を要すこともあります。そうならないように、健康の輪を広げて、明るい職場をつくって頂きたい。

また、海老名市からのお願いとして、10月29日に「ららぽーと海老名」がオープンしますが、車ではなく公共交通機関を利用して渋滞緩和にご協力のお願いがありました。

続いて、県央地域産業保健センター長 馬嶋厚木医師会長より「平成9年に発足し、17年目となる。地域産業保健センターは、50人未満の小規模事業所を対象として、産業保健事業を行っています。事業内容は健康診断の結果に基づく、有所見者への医師の面接指導、長時間労働者の脳・心臓疾患発症と健康障害防止のための保健指導としての医師面接、事業所の希望により、職場巡視、産業保健指導を医師が実施します。また、メンタルヘルス不調者の労働者に対し、医師面談の実施や産業保健情報の提供を行っています。」と、



挨拶を頂きました。

続いて、厚木労働基準監督署 綾部安全衛生課長より、全国労働衛生週間実施要綱の説明を頂きました。

第二部の特別講演では、2人の講師をお招きしました。

最初に、(株)ルネサンス 漆原先生から、演題『簡単ストレッチ ～体・職場・元気～』の中で、椅子に腰かけながらできる



簡単なストレッチ体操を体験しました。

次に、(有)ヒューマンヘルス研究所 阪口先生から、演題『安全元気を高める4か条』～みんなで作る快適職場～の講演がありました。

体のメカニズムがわかると「心の疲れ」か「体の疲れ」のどちらか推察できます。PCを長時間続けると、全身



クタクタという疲労感ではなく、脳だけが疲れ、それが肩こりになっている。肩こりぐらいなんて安心しないで下さい。これは脳が疲れている証拠です。体の健康は心と身体のバランスに因ります。心のパワーがプラスかマイナスで、気力充実⇔無気力。身体の調子がプラスならテキパキ動け、軽く感じるが、マイナスだとだるくてすぐに動けない。心も身体もプラスならやる気もあり、何をするにも前向きになれるが、心はプラスでも身体がマイナスだとやる気はあるけど身体がついていかない。

また、心がマイナスで、身体がプラスだと行動がノロノロと遅くなり、心も身体もマイナスになると、落ち込んで身体も動かない最悪の状態です。

心のパワー（気力）が無くなると脳のエネルギーが低下し、五感が低下してしまいます。ノイローゼの人に食欲旺盛な人はいません。何を食べても美味しくない、ますます食欲がなくなるといふ悪循環になります。そこで、すべての人が心も身体もプラスになる方法は、「食・息・心・身」（しょくいきしんしん）ということになります。食は人を良くすると書きます。

生命が弱るのには必ず原因があります。何を食べるべきかは歯が教えてくれます。穀物をすり潰す奥歯が20本、肉・魚を噛み砕く鋭い歯が4本、野菜を食べる平らな前歯が8本。5:1:2のバランスになっています。穀物もすべて種から生まれているので、命の源であるものは食べましょう（雑穀米）。

また、心と身体は1つのものです。心というのは脳の働きであり、自律神経を通して感情を伝えます。心が穏やか（+）であれば、筋肉は柔らかく、心が落ち込む（-）と筋肉が硬くなります。身体のこりも半分以上は精神的な疲れ（ストレス）からくるものです。心と身体のどちらもプラスにするには、まず、十分に動ける身体をつくることをお勧めします。

ストレスの結果、生じた身体のこりを取り、自律神

経をリラックスさせて脳を活性化させましょう。職場や家庭環境は変わりませんが、環境を変える力が湧いてきます。最後は息です。心の毒素は涙とため息で流れていますが、愚痴は周りに良い影響は与えません。自分が元気に働きかけるのが大事です。そのためには、「はい」と元気な声を出し、笑顔で話すようにすると、心も元になります。快適な職場をつくるためにも、この「食・息・心・身」を実践していただいて、メンタル不調者を出さない職場をつくって下さい。」と大変、有意義な講演でした。

最後に、陸運労災防止協会神奈川県支部厚木分会長 浅生厚木分会長より閉会の辞を頂き無事大会を終了しました。

（アツギ株式会社 池田広 記）

『平成27年度 法令講習会』

～ストレスチェック制度の詳細、化学物質リスクアセスメント等安衛法改正について～

平成27年7月14日（火）プロミティーあつぎにて「平成27年度法令講習会」が開催されました。これは平成26年に労働安全衛生法の一部を改正する法律が施行され「ストレスチェック制度」と「化学物質リスクアセスメント」の導入が義務化された事に伴い実施されました。

労働安全衛生法の一部改正に伴う内容については、厚木労働基準監督署の中村所長より解説がされ、その後に専門知識を有した講師によりストレスチェックとリスクアセスメントの講義がされました。化学物質のリスクアセスメントは厚生労働省のホームページから「リスクアセスメント実施支援システム」を使用し、結果がPDFデータで記録として残せるものでした。

各事業所におかれましては、この講習会をお役立ていただけるようにお願いします。



『食品加工部会発足式』

平成27年7月29日（水）アミューあつぎにて「食品加工部会」の発足式が行われました。

近年高止まりとなっている労働災害をより未然に防止するため厚木労働基準監督署の指導の下、旧来より活動していた「食品加工委員会」を「食品加工部会」として支部の6番目の専門部会組織に迎え入れてスタートすることになりました。

新部会長には雪印メグミルク(株)様が就任され、労働災害の減少に向けてさらに活発な活動ができる組織となりました。



署からのお知らせ

最低賃金のお知らせ

厚木労働基準監督署

最低賃金の件名 **神奈川県最低賃金**

効力発生年月日 平成 27 年 10 月 18 日

1時間

905円

- ・ 神奈川県内の事業場で雇用されるすべての労働者に適用されます。
- ・ パートタイマー、臨時、アルバイト等の労働者にも適用されます。
- ・ 派遣労働者については、**派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます**ので、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。
- ・ 特定（産業別）最低賃金が適用される労働者でも、改定されるまでの間は上記の神奈川県最低賃金が適用されることになります。

時間額以外の賃金から最低賃金との比較計算をする場合、下記の賃金を除外したものが対象となります。

- ・ 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ・ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ・ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（残業手当など）
- ・ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日出勤手当など）
- ・ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜手当など）
- ・ 精皆勤手当
- ・ 通勤手当
- ・ 家族手当

月額賃金の場合、最低賃金を上回っているかの計算は下記の計算式によって確認してください。

$$\text{月給額} \times 12 \text{ か月} \div \text{年間総所定労働時間} \geq \text{最低賃金額}$$

- 例
- ・ 月給 205,000 円（内訳 基本給 : 140,000 円、精皆勤手当 : 10,000 円、家族手当 : 30,000 円、住宅手当 : 10,000 円、通勤手当 : 15,000 円）
 - ・ 所定労働時間 毎日 8 時間
 - ・ 年間所定労働日数 255 日

の場合

まず、月給 205,000 円から最低賃金の対象とならない精皆勤手当、家族手当、通勤手当を除くと、月給額は 150,000 円（基本給 : 140,000 円 + 住宅手当 : 10,000 円）になります。（注：住宅手当については一定の条件を除いて割増賃金の計算には算定しませんが、最低賃金の計算では算定します。）

年間総所定労働時間は

$$255 \text{ 日（年間所定労働日数）} \times 8 \text{ 時間（1日の所定労働時間）}$$

で算出しますので

$$2,040 \text{ 時間}$$

となります。

これを上記の計算式に当てはめると、

$$\text{月給額 } 150,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} \div 2,040 \text{ 時間} \approx 882.3 \text{ 円} < 905 \text{ 円}$$

となりますので、この場合は最低賃金を満たしていないことになります。



今も、人が駆け抜ける難所 「権太坂」と「境木地蔵」

権太坂は、その昔旅人が江戸をたつて、東海道最初の難所と言われたところで、国道1号を走る正月の箱根駅伝でも、権太坂は駅伝ランナーにとって難所として知られ、テレビ中継でもおなじみです。

駅伝のコースからはずれ、元町橋付近から県立光陵高校の前を通り境木中学校付近へと通じる坂道があります。ここが旧東海道の権太坂です。

今では舗装されたなだらかな坂ですが、当時は傾斜のきつい坂が、一番坂、二番坂と続いていて、特に一番坂は折れ曲がった長い坂道で、早朝に江戸を出発し歩き疲れた旅人にとっては厳しい上り坂だったようです。

権太坂の名前の由来は、旅人（侍または大名）が、きつい坂を上り終えて休憩した際、近くに居た耳の遠い老人に坂の名前を尋ねたところ、自分の名前を聞かれたと思った老人が「権太」と答え、広まったという説と、藤田権左衛門という坂の改修工事を手がけた人の名前から「権左坂」と呼ばれていたものが転じたという説があります。

権太坂を上りきると境木地蔵尊（さかいぎじぞうそん）があります。

伝承によると、鎌倉の由比ガ浜に漂着した地蔵菩薩像を漁師が浜に祀ったところ大雨で流出してしまい、

数年後腰越に流れ着いた。夢で地蔵から「江戸の方へ行きたい、途中で止まってしまったらそこに放置して構わない」と告げられた漁師は、像を牛車に乗せて運んだが、この地で車が動かなくなってしまうそこに放置した。漁師から地蔵像を託された村民は「どんな粗末なものでも構わないからお堂をつくってくれ、そうすればこの村を賑やかにしよう」と夢告により地蔵堂を作り安置したところ、地蔵への参拝客が集まり、有名なぼた餅屋ができるなどで村が繁盛したと伝えられています。地蔵堂の建立は、万治2年（1659年）です。

境内にそそり立つ大ケヤキは、武蔵国（むさしのくに）と相模国（さがみのくに）の国境を示すシンボルとなっており、権太坂や境木は、浮世絵にも描かれていて、保土ケ谷宿の終わりでもあります。

一度、散策に訪れてみてはいかがでしょうか。

追伸（発見）

J R東海道線の保土ケ谷駅と戸塚駅の間に現役で最古のトンネルがあります。その少し手前に跨線橋があり、鉄道ファンにとっては絶好の撮影スポットかも知れませんよ。

（日新工業㈱ 人見 久夫 記）

境木地蔵尊



訪問探訪記

「コカ・コーラーストジャパンプロダクツ株式会社海老名工場」

AGCオートモーティブAMC(株)相模工場
小峯 雄二

9月2日(水)広報部会員13名でコカ・コーラ海老名工場を訪問させていただきました。

当日の朝は警報が出るくらい、激しい雨が降っていましたが午後の訪問の時間になると、すっきりとした青空が見えるまでに天気が回復しました。きっと皆さんの行いが良かったか、それとも仲間内に晴れ男・女が居たのでしょうか？



【工場紹介】

今回の工場訪問に際し、E O S H課 課長の山口様に工場の概要説明や案内をして頂きました。工場には海老名駅より路線バスに揺られ15分位で着きました。

コカ・コーラ海老名工場は海老名市の南方に位置し、道を隔てて田んぼもあり静かな場所にあります。また、すぐ近くには東名高速道路や圏央道が走っており物流の面においても好立地といえるでしょう。高速道路から見える大きくて赤い「Coca-cola」の看板を皆さんも一度は目にした方が居るのではないのでしょうか。

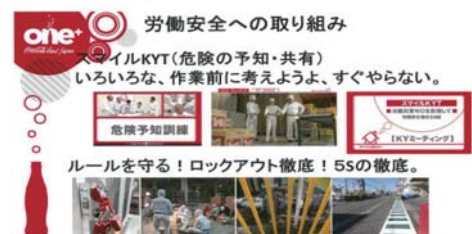
工場は昭和46年3月に竣工され、敷地面積は27,600坪、従業員数は266名(平成26年5月1日現在)。海老名工場の主な取扱い商品は各種ペットボトルのお茶、スプライト、Drペッパー、缶コーヒーなどです。これらの製品を5つのラインに分けて生産しており、生産能力は各ラインや製品によって違いはありますが1分間に450~900本を生産することが出来ます。また、海老名工場は、関東圏の重要な生産拠点として位置づけられていることが山口さんの説明から伺うことができました。

コカ・コーラの作り方は、日本コカ・コーラ(株)からの原液に砂糖や異性化液糖を混ぜ合わせシロップを作り、次にシロップと酸素を取り除いた水を混ぜ合わせ冷やしながら二酸化炭素を溶け込ませていき容器に充填するという方法で製造しています。

【安全衛生への取組】

安全の主な取組みとしてKYT(危険予知トレーニング)をコカ・コーラ風にアレンジしたスマイルKYTを展開しています。ちなみにスマイルKYTとは、お客様に笑顔を届けるために自分達は、泣き顔は見せられない。一日の仕事を終えてスマイルを家に持ち帰るために仕事中は安全第一。フタ(キャップ)も気持ちもしっかり締めて行きましようというもの。

スマイルKYTの展開プログラムは2013年よりKYTトレーナーの育成から始まり翌年には工場長セミナー、工場の管理職クラスの研修と続きスマイルKYTがスタートしました。コカ・コーラオリジナルのKYTビ



訪問探訪記

デオも作成され、より身近な教材として活用されています。また、安全を促すキャンペーンによる従業員意識の改善活動として「スマイルと帰ろうクイズ」と称し、“手軽に”“楽しく”安全について考え、学べるようにクイズ形式のゲームを用意し、正解者には抽選で豪華なプレゼントも用意されているすばらしい企画です。

【工場見学】

当日は残念ながらラインが稼働していなく製品が流れる姿を見ることはできませんでしたが、実際には1分間に最大900本のペットボトルが流れる姿は個体というより生き物のように動いているのだらうなと想像しました。また、見学通路を始め工場



内は大変きれいに4Sがされており、ステンレスのタンクなどは鏡のようにピカピカしていました。工場というと淡い色の配色を使うところでしょうが、玄関入口や見学通路などにはコカ・コーラのポスターや、イメージカラーの赤や黒などがふんだんに使われ地味な工場のイメージはありませんでした。環境面ではLED化された照明は十分に明るく、安全面にも配慮されている感じがしました。



【ハロー！コカ・コーラ】

「コカ・コーラ」は1886年アメリカ南部ジョージア州アトランタで誕生したと言われています。日本にコカ・コーラが輸入品として入って来たのは1919年頃、また1957年からは日本でコカ・コーラが作られるようになりました。その後、1958年「ファンタ」が発売され、缶入りのコカ・コーラは1965年から作られ、今ではペットボトルや缶の多くの飲料が作られるようになりました。

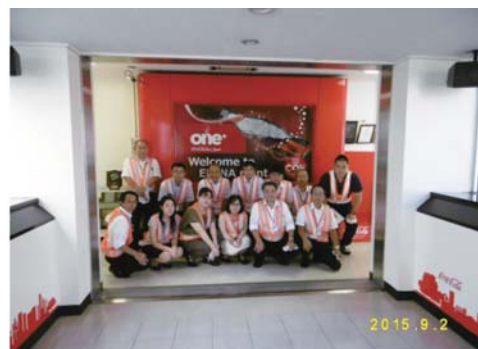
私は栓抜きが付いたビン入りの自動販売機で飲むコカ・コーラが好きでしたね。今でも手軽にビンのコカ・コーラが飲めると良いのですが…。

【ひとりごと】

実は高校生の頃、夏休みにコカ・コーラの配送アルバイトを2年間やっていました。当時の飲料水は、ペットボトルなどは無くビン入りか缶で、それを人力で運ぶのに大変苦勞をしました。仕事は肉体労働で大変でしたがコカ・コーラのユニフォームを着て仕事するのがプチ自慢でしたね～。最近ではロードバイクで走った後などに糖分補給としてコカ・コーラを愛飲しています。ヒルクライムした後の炭酸が効いた缶コーラは最高です！！

最後に

現在は工場見学を実施されていないところ、今回は特別に見学させて頂き、とてもレアな体験ができました。また、山口様に対しましては我々広報部会の為に時間を割いて頂き本当にありがとうございました。





『旬の食材をよく噛んで おいしく食べよう』

アンリツ株式会社
看護師 大内 由美

秋は、稲穂が実り新米が取れ、果実やきのこ類、脂ののったサンマなど旨みのぎゅっと詰まった旬の食材が豊富です。これら秋の味覚をゆっくりよく噛んで味わいたいですね。よく噛むことで味覚が発達し、素材そのものの味がよくわかるようになります。また、食べ過ぎを抑えるなど、よく噛むことによりさまざまな効用が得られます。

～噛むことの8大効用していますか？～

日本咀嚼学会では、よく噛んでいた卑弥呼時代にあやかって噛むことの8つの大きな効果の頭文字をとり「卑弥呼の歯がいーぜ」という標語で、食べ物をよく噛むことの大切さや効用を表しています。



【ひ】肥満の予防

よく噛んで食べると満腹中枢が作用し満腹感が得られ、肥満や生活習慣病の予防につながる。

【み】味覚の発達

よく噛むことで食べ物本来の味がわかるようになり味覚が発達する。

【こ】言葉（発音）の発達

口周りの筋肉が発達し、発音がはっきりする。また、表情も豊かになる。

【の】脳の発達

脳が活性化され、子供はより賢く、大人は認知症予防にもつながる。

【は】歯の病気予防

唾液分泌が増えて唾液の抗菌作用と清掃効果が高まり、虫歯や歯周病・口臭予防となる。

【が】がんの予防

唾液に含まれる酵素に食品中の発がん物質を抑制する効果がある。

【い】胃腸の働きを促進

唾液中の消化酵素の分泌が増えて消化をたすけ、胃腸への負担が軽減される。

【ぜ】全身の体力向上

咬筋力の向上が全身の筋力アップにつながり、その結果、体力も向上する。

日頃、早食いになりがちな方は、ご自身の噛む回数を数えてみましょう。
噛む回数の目安は、一口30回くらいです。食材の大きさ・調理方法の工夫・咬み応えのある食材を取り入れた
りすることで噛む回数を増やすことができます。



「県立相模三川(さんせん)公園」

県立相模三川公園は2004年に一部が開園した後、2007年に広げられ2009年8月現在で12haほどの面積を有します。相模川とその支流である中津川・小鮎川が合流する上流の河川敷に造られた神奈川県立都市公園初の河川公園であり、名称の「三川」はこれら3つの川を指します。公園からは悠々と流れる相模川、さえぎるもののない大空、晴れた日には丹沢や大山の美しい山並みが望めます。

公園内には「わくわくランド」と名付けられた、超大型コンビネーション遊具があり、遊具は円を二つ繋いだ形を基本的な造形のモチーフにして全体が造られ、その中には「ローラー滑り台、ハンモック、ミニクライミング」など23種の遊具が組み込まれ、楽しみながら体が鍛えられます。また、園内には相模川の支流である鳩川が流れており、水遊びや小魚とたわむれることが出来ます。春になると川沿いにある桜並木

がとてもきれいで、たくさんの人々が訪れます。更に、夕焼けの丘に広がる芝桜も圧巻です。その他にも、足元から霧状の水蒸気が吹き上がる「水遊び広場」、風揚げができる「芝生広場」、ソフトボール場2面兼サッカー場として利用可能な「スポーツ広場」、家族で楽しめる「パークゴルフ場」もあります。パークセンターには公園管理事務所の他に多目的スペースや研修室があり、太陽光による発電や雨水を再利用するなどの機能を持つ環境共生型となっており「健康や花と緑」自然をテーマにした季節のさまざまなイベントも開催されています。外遊びも少なくなった子供たち、ゲームから離れて外に飛び出そう！自然と触れ合い体を動かして、親も子も心と体もリフレッシュしましょう。

所在地は海老名市上郷2-1-1。アクセスは海老名駅西口より徒歩約20分、駐車場も完備されています。

(トピー工業㈱綾瀬製造所 佐川 文夫 記)



公園の石碑



「わくわくランド」の超大型遊具

平成27年度 神奈川県労働局長安全衛生推進賞受賞

去る、7月3日に神奈川県労働局で行われました、平成27年度、神奈川県労働局安全衛生表彰式で日産自動車株式会社テクニカルセンターの持田 孝さんが「神奈川県労働局長安全衛生推進賞」を受賞いたしました。この賞は地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に贈られるものです。



平成27年度11月・12月開催 行事・講習会スケジュールのご案内

(公社) 神奈川労務安全衛生協会 厚木支部

12月開催の講習会は 10月20日 より厚木支部ホームページからNET申込みが出来ます。

開催日	行事・講習名	備 考
11/5 (木)	第2回安全管理者選任時研修	法定業種について、労働者数が常時50人以上を使用する事業場では法令により安全管理者の選任が義務付けられています。 人事異動等で有資格者が不在にならないよう、事業場ごとに計画的な受講をお勧めします。
11/13 (金)	労務管理講座	「マイナンバー制度開始による企業リスク」と「最近の労使トラブル」をテーマに弁護士による明解な解説で進めてまいります。
11/16 (月) 11/17 (火)	リスクアセスメント講習会 (実践編)	事業場がリスクアセスメント導入に向けて担当される方々に正しい理解と、より実践的な取り組みが出来る内容の講習会です。具体的な導入方法、取組等をご理解いただく良い機会です。
11/19 (木)	一般層向け 階層別危険予知訓練 (KYT) 講習会	仕事のプロとして怪我をしないというだけでなく、不良を出さない、手際よく作業を進めるために必要な問題解決手法を学びます。
11/24 (火)	化学物質リスクアセスメント研修会	H28年6月1日施行、化学物質のリスクアセスメントが義務づけられます。それに対応の講習会です。
11/25 (水)	第4回安全講話	「安全先取りの職場風土を作る!」最終回
12/2 (水) 12/3 (木)	第2回衛生管理者受験準備講習会	労働安全衛生法では、常時使用する労働者が50名以上の場合は、その事業場の規模に応じて衛生管理者(1種、2種に区分)を選任することを義務付けています。 衛生管理者免許試験の合格を目指す方に対して、最近の試験を分析し合格に必要な知識を付与するための講習会です。
12/10 (木)	一般層向け 階層別危険予知訓練 (KYT) 講習会	仕事のプロとして怪我をしないというだけでなく、不良を出さない、手際よく作業を進めるために必要な問題解決手法を学びます。
1/19 (火)	第3回安全管理者選任時研修	法定業種について、労働者数が常時50人以上を使用する事業場では法令により安全管理者の選任が義務付けられています。 人事異動等で有資格者が不在にならないよう、事業場ごとに計画的な受講をお勧めします。
1/26 (火) 1/27 (水)	安全衛生推進者養成講習会	「労働安全衛生法・第12条の2」に基づき、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」の選任が義務づけられています。

<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/atsugi/index.html>

支部からのお知らせ

** 年末年始休暇のお知らせ **

12月28日(月)～1月4日(月)まで

1月5日(火)より通常業務

支部からのお知らせ

平塚支部・小田原支部講習会開催予定（お問合せは各支部事務局まで）

開催日	行事・講習名	備 考
11/10（火） 11/11（水）	職長安全衛生教育講習会 （小田原支部）	労働安全衛生法第60条で、新たに職務に着く職長、又は作業を直接指揮・監督する方は、安全又は衛生のための教育を受講することが義務付けられています。
11/17（火）	リスクアセスメント講習会 （基礎コース 1日） （小田原支部）	労働安全衛生法第28条の2により実施が努力義務化されています。その実施について、「危険性又有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」及び「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づく内容で基礎的な方法を学ぶコースとして開催します。
11/18（水）	管理者向けリスクアセスメント研修 （平塚支部）	管理者として職場で実施されたリスクアセスメントの内容をどのように評価・判断するのか、またどのような所をポイントとして見て実施職場へフィードバックをかけるか等、管理者としての役割を事例を用いた演習で理解・習得する内容となっております。 管理職、安全管理者を対象として実践的に進めていきます。
11/25（水） 11/26（木）	職長安全衛生教育講習会 （平塚支部）	労働安全衛生法第60条で、新たに職務に着く職長、又は作業を直接指揮・監督する方は、安全又は衛生のための教育を受講することが義務付けられています。
11/25（水） 11/26（木）	安全衛生推進者養成講習会 小田原・平塚・厚木支部共催 （小田原支部）	「労働安全衛生法・第12条の2」に基づき、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」の選任が義務づけられています。
12/15（火）	安全管理者選任時研修 （平塚支部）	法定業種について、労働者数が常時50人以上を使用する事業場では法令により安全管理者の選任が義務付けられています。 人事異動等で有資格者が不在にならないよう、事業場ごとに計画的な受講をお勧めします。

平塚支部ホームページ

<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/hiratsuka/index.html>

小田原支部ホームページ

<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/odawara/index.html>

庁舎移転のお知らせ

庁舎移転のお知らせ

厚木労働基準監督署

業務開始日 **平成 28 年 1 月 12 日 (火)**

新所在地 〒243-0018 厚木市中町 3-2-6 厚木Tビル5階

移転後の番号

TEL 庶務・会計関係	046-401-1640
監督・労働条件	046-401-1641
・安全衛生関係	
労災保険関係	046-401-1642
FAX ~ 各部署共通 ~	046-401-1643

交通
アクセス

電車 小田急小田原線「本厚木駅」北口から徒歩5分



※ 管轄区域に変更はありません。

※ 駐車場はありませんので、ご来署の際は公共交通機関のご利用をお願いします。


神奈川県労働局 厚木労働基準監督署